

改正

平成25年7月9日

平成27年3月31日

所沢市みどりのパートナー活動実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例（平成23年条例第25号。以下「条例」という。）及びふるさと所沢のみどりを守り育てる条例施行規則（平成23年規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、みどりのパートナーの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の通知等)

第2条 規則第14条第1項の規定により個人から申請書の提出があったときは、市長は、当該内容の審査を行い、登録を認めたときは、みどりのパートナー個人登録通知書（様式第1号）により、当該申請をした個人に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、登録を認めた個人のみどりのパートナーには、別に定める所沢市みどりのパートナー活動登録証を交付するものとする。

3 みどりのパートナー活動登録証は、みどりのパートナーとして活動する場合には、常時携帯していなければならない。

4 規則第14条第2項の規定により団体から申請書の提出があったときは、市長は、当該内容の審査を行い、登録を認めたときは、みどりのパートナー団体登録通知書（様式第2号）により、当該申請をした団体に通知するものとする。

5 登録の有効期間は、5年とする。

(登録内容の変更)

第3条 みどりのパートナーは、当該登録内容に変更があるときは、遅滞なくみどりのパートナー登録内容変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

(登録情報の提供)

第4条 市長は、みどりのパートナーの登録に係る登録情報を他のみどりのパートナーに提供することができる。ただし、当該みどりのパートナーが提供を希望しない登録情報については、この限りでない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、条例第25条第3項の規定により、みどりのパートナーを取り消すときは、当該みどりのパートナーに、みどりのパートナー登録取消通知書（様式第4号）を通知するものとする。

(みどりのパートナー活動)

第6条 みどりのパートナー活動（みどりのパートナーの登録を認められた個人又は団体が、次条第1項各号のいずれかの区域において、第8条に規定する活動を行うことをいう。以下同じ。）は、団体を単位として行うものとする。

2 みどりのパートナーの登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、個人でみどりのパートナーの登録を受けたものを積極的に受け入れ、協働してみどりのパートナー活動を行うものとする。

3 登録団体は、個人でみどりのパートナーの登録を受けたものを受け入れるに当たり、あらかじめ、受入れを行いたい人材等の希望を記載したみどりのパートナー活動希望者受入届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項のみどりのパートナー活動希望者受入届の提出があったときは、当該届けに記載のある情報をみどりのパートナーに提供するものとする。

(みどりのパートナー活動の区域)

第7条 みどりのパートナー活動は、次に掲げる区域で行うものとする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する里山保全地域の樹林地等（保存樹林を除く。）
- (2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条に規定する特別緑地保全地区の樹林地等
- (3) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条第2項第3号に規定する近郊緑地特別保全地区の樹林地等
- (4) 前3号に掲げる樹林地等のほか、市が保全管理する樹林地等（市民の森、市民緑地等）
- (5) 公共施設の敷地及び民有地における緑化創出地
- (6) その他市長がみどりの保全に係る活動を実施する必要があると認めた民有地

2 みどりのパートナー活動をしようとする登録団体は、当該活動を行おうとする区域に係る土地所有者の同意又は管理者の承認を得るものとする。

(みどりのパートナー活動の内容)

第8条 みどりのパートナー活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する地域における条例第12条第1項に規定する保全管理計画及び条例第24条第1項に規定する地域緑化推進計画に支障のない活動
 - (2) みどりの保全に係る除草、下刈り、間伐、枯木及び倒木の除去、補植等の活動並びに当該活動により発生した林産物等の活用
 - (3) みどりの保全に係る清掃及び美化活動
 - (4) みどりの保全に係る環境教育
 - (5) 生態系保全に係る活動
 - (6) 緑化の推進を図るための草本類及び木本類植物などの植栽、肥培、除草等の活動
 - (7) 緑化環境の向上を図るための修景、休養施設の整備及び管理活動
 - (8) 緑化の推進に係る清掃及び美化活動
 - (9) 動植物のモニタリング調査
 - (10) その他市長が認める活動
- (みどりのパートナー活動の承認)

第9条 みどりのパートナー活動をしようとする登録団体は、あらかじめ、その活動内容について市長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得ようとする登録団体は、みどりのパートナー活動承認申請書(様式第6号)に当該活動の計画その他必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果をみどりのパートナー活動(承認・不承認)通知書(様式第7号)により、当該申請をした登録団体に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の承認をしたときは、当該承認に係るみどりのパートナー活動の内容等を記載した標識を当該活動地域内に設置するものとする。

(報告)

第10条 前条の承認を得た登録団体(以下「承認団体」という。)は、当該承認に係るみどりのパートナー活動が終了したときは、速やかにみどりのパートナー活動報告書(様式第8号)により、市長に報告をするものとする。

(遵守事項)

第11条 承認団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた活動内容の範囲を超えて活動を行わないこと。
- (2) 承認を受けた区域において、他の市民の利用等を妨げる行為を行わないこと。
- (3) その他パートナー活動に関し、管理上支障があると認められる行為を行わないこと。

(承認の取消し)

第12条 市長は、承認団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 承認を受けたみどりのパートナー活動の範囲を著しく逸脱したとき。
- (2) 承認団体として適当でなくなつたと認めるとき。
- (3) 市のみどりの保全及び緑化の推進上著しく支障があると認めるとき。

(用具の貸出し)

第13条 市長は、承認団体に対し、みどりのパートナー活動に必要な用具の貸出しを行うものとする。

- 2 用具の貸出しを受けようとする承認団体は、みどりのパートナー活動用具貸出申請書(様式第9号)を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、速やかに審査し、貸出しを決定したときは、みどりのパートナー活動用具貸出決定通知書(様式第10号)により、当該申請をした承認団体に通知するものとする。
- 4 貸出しを受けた用具を毀損し、又は亡失した承認団体は、市長がやむ得ないと認める場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第14条 承認団体は、故意又は過失により、当該活動区域内の樹木等を毀損したとき、又は当該活動区域内の土地に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市の責任)

第15条 承認団体が、承認を受けた活動の範囲を超えてした活動により、生じた事故又は市が指示した安全対策及び防護対策の措置をせずに生じた事故については、市は一切の責任を負わないものとする。

(みどりのパートナー連絡会)

第16条 みどりのパートナー活動の連携を図るため、みどりのパートナー連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会は、みどりのパートナー及び関係土地所有者等をもって構成する。
- 3 連絡会に必要な応じ、地域連絡会議を置くことができる。
- 4 連絡会の庶務は、環境クリーン部みどり自然課が処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年7月9日）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。